

東京都地域活動に関する検討会設置要綱

平成 29 年 3 月 1 日

28 生都地第 1184 号

(目的)

第 1 この要綱は、東京都が町会・自治会等との情報や意見交換を行い、地域の課題や実情を把握することで、より効果的かつ円滑な施策等の実施を目指すため、共助の中心的な担い手である地縁団体の連合組織である区市町村域の町会・自治会の連合組織の代表者等からなる東京都地域活動に関する検討会（以下「検討会」という。）を設置するに当たり、必要な事項について定める。

(構成)

第 2 検討会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 東京都生活文化スポーツ局都民生活部長の職にある者
- (2) 区市町村域における町会・自治会の連合組織の代表者及び町会・自治会に関して見識を有する者のうち、生活文化スポーツ局長が委嘱する者

(事項)

第 3 検討会では、次の事項について意見交換などを行う。

- (1) 地域課題に関わる都の事業等について
- (2) 各町会・自治会における取組について

(委員の任期)

第 4 委員の任期は、1 年以内とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 任期の途中で委員が交代した場合は、新たに委嘱された委員の任期は、前任者の任期の残任期間とする。

(座長及び副座長)

第 5 検討会に、座長及び副座長を置く。

- 2 座長は、東京都生活文化スポーツ局都民生活部長をもって充てる。
- 3 座長は、検討会を代表し、会務を総理する。
- 4 副座長は、委員互選により定める。
- 5 副座長は座長を補佐し、座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(幹事)

第6 検討会に、幹事を置く。

- 2 幹事は、別表に掲げる職にあるものをもって充てる。
- 3 幹事は、検討会に出席し、委員の討議・検討を補佐するものとする。
- 4 座長は、検討会の会議ごとに議題に関係のある幹事を招集する。
- 5 座長は、必要がある場合、前項で招集する幹事以外に、関係職員の出席を求めることができる。

(会議等)

第7 検討会は、座長が招集し主宰する。

- 2 検討会を招集するときは、各委員に対して、検討会の日時、場所、議題及びその他必要な事項をあらかじめ通知するものとする。ただし、緊急の場合又はその他やむを得ない事由の場合については、この限りではない。
- 3 座長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求めて、意見を聴くことができる。

(公開等)

第8 検討会は、公開で行うものとする。ただし、検討会の決定により非公開とすることができる。

- 2 検討会の会議録は、公開するものとする。ただし、検討会の決定により会議録の一部又は全部を非公開とすることができる。

(庶務)

第9 検討会の庶務は、生活文化スポーツ局都民生活部地域活動推進課において処理する。

(その他)

第10 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営等に関し必要な事項は、座長が検討会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成29年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表

政策企画局	調整部	政策担当課長
総務局	行政部	区政課長
総務局	行政部	市町村課長
総務局	総合防災部	事業調整担当課長